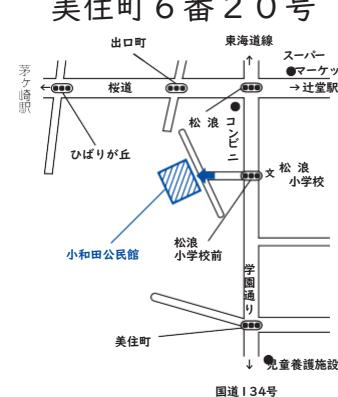
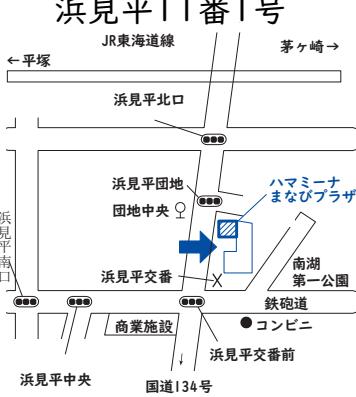


参議院議員通常選挙についてのご案内

投票日時	令和7年7月20日(日)午前7時から午後8時	
投票の順序	①選挙区選挙	②比例代表選挙
投票方法	候補者1人の氏名を書く	参議院名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称若しくは略称のいずれか1つを書く
投票所入場整理券	<p>投票所入場整理券は「はがき」でお一人ずつお送りしています。 ご自身の氏名が書かれた投票所入場整理券を投票所にお持ちください。</p> <p>期日前投票をする方は、入場整理券裏面の「請求書（兼宣誓書）」に必要事項を記入のうえ期日前投票所へお持ちください。 投票所入場整理券が届いていない方、紛失した方は、身分証明書をお持ちのうえ、投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。</p>	

*投票用紙の材質は、ボールペン（特に水性）のインクがにじむ可能性があるため、鉛筆の使用を推奨しています。

期日前投票	投票日当日に右記の理由等で投票所に行くことができない方は次の5カ所の期日前投票所をご利用ください。		仕事	レジャー	出産	天災
①市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ					②ラスカ茅ヶ崎 6階ホール	
開設日時 7月4日(金)から 7月19日(土)まで 午前8時30分～午後8時					開設日時 7月13日(日)から 7月19日(土)まで 午前10時～午後8時	
注意事項 ・お車での来庁のときは、第2～4駐車場に駐車してください。1時間まで駐車料金が減免になります。 出庫前に必ず減免処理 をしてください。					6階フロアガイド	
						
③小和田公民館講義室	④香川公民館講義室		⑤ハマミーナまなびプラザ2階会議室			
開設日時 7月13日(日)から7月19日(土)まで			午前9時～午後7時			
						
注意事項 ・期日前投票所により開設日時が異なりますのでご注意ください。 ・駐車台数に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮ください。						

第33回茅ヶ崎市明るい選挙啓発標語コンクール市長賞

その一票 未来を決める 意思表示

不在者 投票	不在者投票は3種類あります。それぞれ投票用紙等の請求方法や投票方法が異なりますのでご注意ください。
期間	7月4日（金）から7月19日（土）まで
指定病院等	病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票ができます。手続きは、各施設の担当者に申し出てください。
方 滞 在 地	<p>選挙期間中に仕事・学業・旅行や出産準備のための里帰り等、他の市区町村に滞在している場合、あらかじめ請求した投票用紙等をお持ちいただくと滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。</p> <p>※投票用紙の請求は、マイナポータルから請求するか、右記の2次元バーコード（市ホームページのリンク）を読み取り、請求書様式を印刷し、必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会事務局へ郵送または持参してください。</p> <p>※請求書及び投票用紙等の請求は、郵便でのやりとりになりますので、お早めにお手続きください。（FAX、メールでは申請できません。）</p> 
法 在 宅 (郵便)	<p>身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その等級が【表1】の○に該当する方、又は介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方は郵便で不在者投票ができます。</p> <p>この制度をご利用いただくためには、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。郵便等投票証明書については、【表2】をご参照ください。</p> <p>郵便等による不在者投票をすることができる方で、自ら投票用紙等に記載をすることができる方は、【表3】の○に該当すれば、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方が代わりに、投票用紙等に記載できます。</p>

【表1】

身体障害者手帳	障がいの程度		
	Ⅰ級	Ⅱ級	Ⅲ級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	非該当
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	—	○
免疫・肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢・体幹の障がい	○	○	○	非該当
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	区分	
	要介護状態区分	要介護5

【表3】

身体障害者手帳	障がいの程度		
	Ⅰ級		
上肢又は視覚の障がい	○		
戦傷病者手帳	障がいの程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢又は視覚の障がい	○	○	○

【表2】

1 「郵便等投票証明書」をお持ちの方は

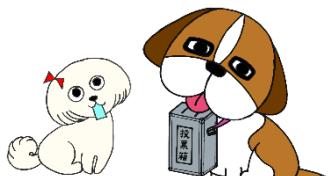
本人又はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が、投票用紙等請求書に氏名を記入し、郵便等投票証明書を添えて7月16日（水）までに選挙管理委員会に申請してください。投票用紙及び投票用封筒を本人あてに郵送しますので、投票用紙に記入し、署名した投票用封筒に入れて早めに選挙管理委員会に郵送してください。

2 「郵便等投票証明書」をお持ちでない方は

「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入（氏名は本人又は代理記載人）し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて選挙管理委員会に申請してください。（代理人がお持ちいただいても結構です）

あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ

こいつしょせんきよ
～子どもと一緒に選挙にいこう～



◆お問い合わせ 茅ヶ崎市選挙管理委員会

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 ☎0467(81)7212 FAX 0467(82)5157

茅ヶ崎市のホームページ(<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>)

ホームページはこちら

